

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年6月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800001号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年6月21日から昭和48年8月20日まで

私は、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。同社は、叔父が専務であった会社であるので、厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を控除していたはずである。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、B県C市に所在する名称が不明な事業所において、昭和47年5月1日に被保険者資格を取得し、昭和48年7月30日に離職していることが確認できる上、請求者が所持するA社の名刺及び請求者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間の一部において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、商業登記簿謄本並びに請求者が所持する同社の名刺に記載された所在地であるB県C市、D県E市及びF県G市において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社は既に解散しており、当時の代表取締役は所在不明である上、請求者は、当時専務であった叔父は既に亡くなっていると回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚については、オンライン記録により氏名検索を行ったものの、その者を特定することができない上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求期間当時における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。